

N協第4003号
令和2年10月30日

鎌倉市二階堂851番地
特定非営利活動法人 キャットネットかまくら
理事長 村田 圭四郎 様

神奈川県知事 黒 岩 祐



認定有効期間更新通知書

令和元年12月9日に受理いたしました認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、次のとおり更新することとしましたので、特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第49条第1項の規定により通知します。

認定の有効期間

令和2年3月11日から令和7年3月10日まで

※更新前の認定の有効期間：平成27年3月11日から令和2年3月10日まで

記

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

問合せ先

政策局政策部NPO協働推進課

横浜駐在事務所 尾崎

電話 045-312-1121 内線2866